



第7章  
介護保険事業等の見込み

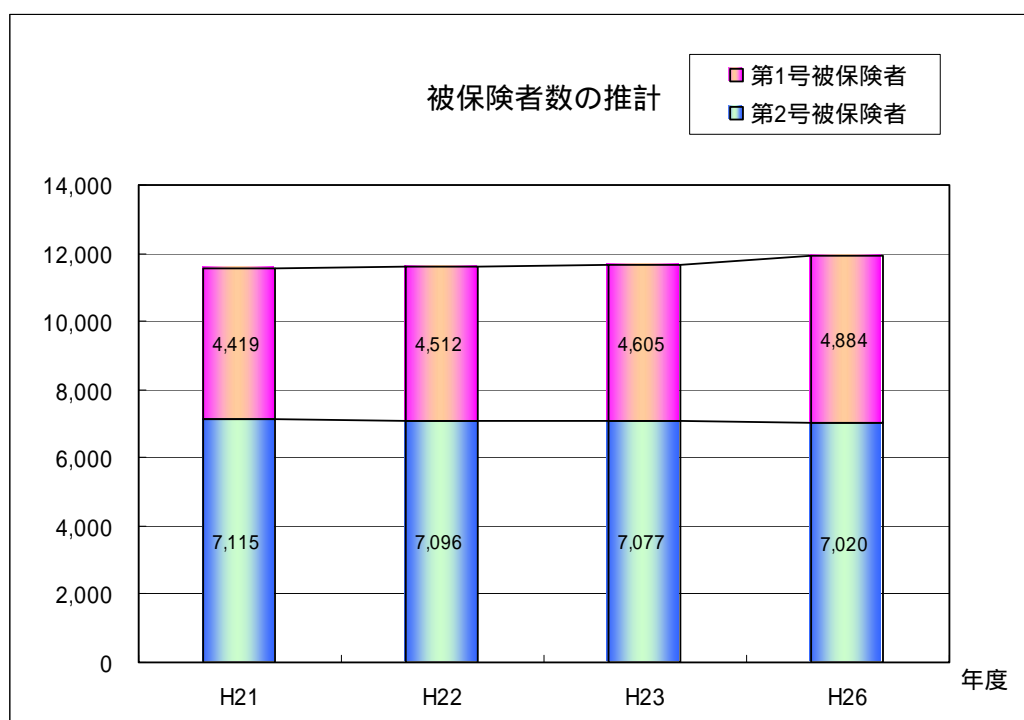
## 1 被保険者数等の推計

### (1) 被保険者数の推計

平成20年度から平成26年度における被保険者数は、下表に示すとおり徐々に増加する見込みです。

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
総人口	19,110	19,041	18,972	18,766
被保険者数計	11,534 (100%)	11,608 (100%)	11,682 (100%)	11,904 (100%)
第1号被保険者 (65歳以上)	4,419 (38.3%)	4,512 (38.9%)	4,605 (39.4%)	4,884 (41.0%)
第2号被保険者 (40～64歳)	7,115 (61.7%)	7,096 (61.1%)	7,077 (60.6%)	7,020 (59.0%)

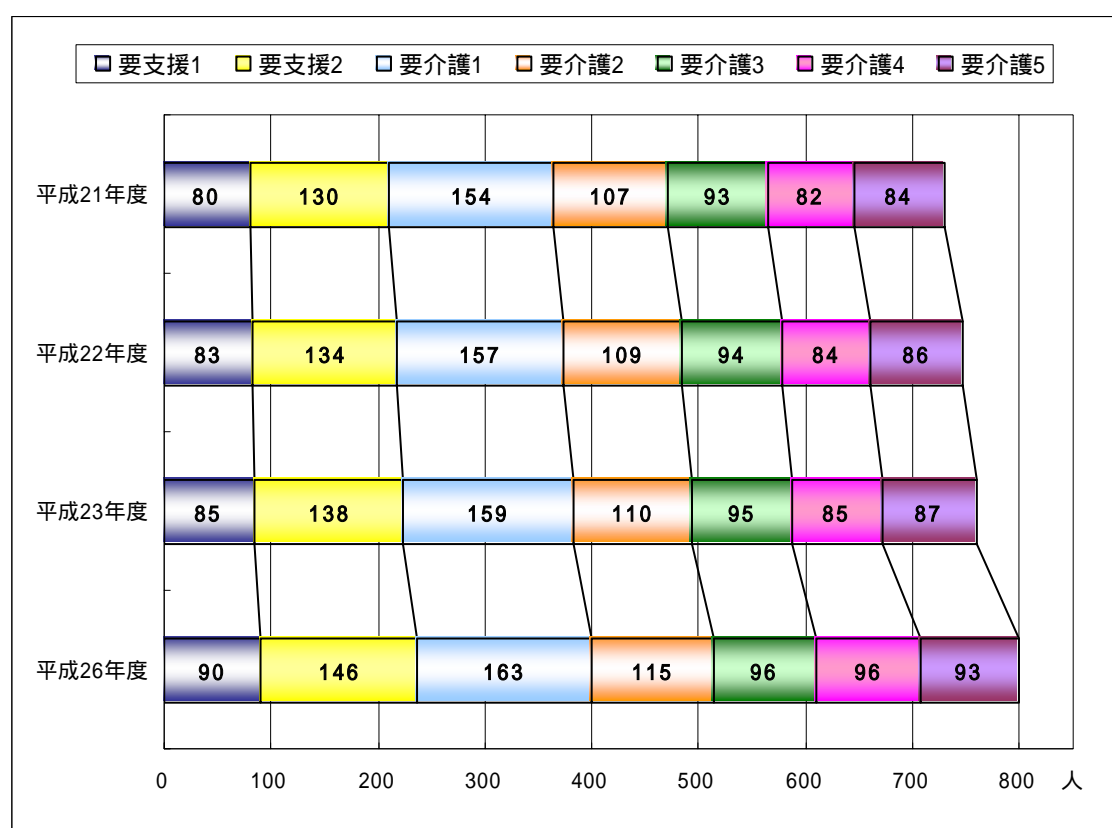


## (2) 要介護認定者の推計

平成20年度から平成26年度における「要支援1」～「要介護5」までの要介護認定者数の合計は、下表に示すとおり徐々に増加する見込みです。

(単位：人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
要支援1	80	83	85	90
要支援2	130	134	138	146
要介護1	154	157	159	163
要介護2	107	109	110	115
要介護3	93	94	95	96
要介護4	82	84	85	96
要介護5	84	86	87	93
合計	730	747	759	799



## 2 居宅サービス量の見込み

### (1) 介護給付サービス(要介護1～5)

介護給付サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

居宅サービスの利用人数は、第3期計画との継続性や国が示す参酌標準を踏まえて、利用者数を見込んでいます。介護給付サービスの計画期間内におけるサービス見込み量は次のとおりです。(20年度は実績見込み)

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
訪問介護	回数	5,763	6,222	6,446	6,654
	人数	658	695	719	741
訪問入浴介護	回数	35	45	51	55
	人数	11	16	18	19
訪問看護	回数	3,618	3,763	3,909	4,069
	人数	800	829	863	883
訪問リハビリテーション	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人数	204	206	207	208
通所介護	回数	10,833	11,155	11,494	11,789
	人数	1,633	1,711	1,759	1,809
通所リハビリテーション	回数	1,217	1,597	1,688	1,758
	人数	169	213	224	231
短期入所生活介護	日数	1,736	1,952	2,064	2,233
	人数	207	227	239	255
短期入所療養介護	日数	334	368	382	384
	人数	49	53	55	55
特定施設入所者生活介護	人数	204	216	228	228
福祉用具貸与	人数	862	871	896	928
福祉用具販売	人数	26	29	29	30
住宅改修	人数	24	27	28	28
居宅介護支援	人数	2,279	2,401	2,467	2,531

(2) 介護予防給付サービス(要支援1・2)

介護予防給付サービスの計画期間内におけるサービス見込み量は次のとおりです。(20年度は実績見込み)

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防訪問介護	人数	375	410	440	455
介護予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	662	716	748	776
	人数	176	192	204	209
介護予防訪問 リハビリテーション	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防居宅療養 管理指導	人数	108	108	109	113
介護予防通所介護	人数	821	895	942	960
介護予防通所 リハビリテーション	人数	152	168	179	189
介護予防短期入所 生活介護	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護	日数	9	10	10	10
	人数	1	1	1	1
介護予防特定施設 入所者生活介護	人数	216	216	216	228
介護予防福祉用具貸与	人数	317	337	353	366
特定介護予防福祉用具販売	人数	10	12	13	13
住宅改修	人数	8	14	14	14
介護予防支援	人数	1,372	1,475	1,535	1,583

### 3 地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービスは認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が完結するサービスを、市町村が事業者の指定及び指導・監督を行います。

当別町では、グループホーム(認知症対応型共同生活介護)のみとなっています。(20年度は実績見込み)

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
認知症対応型 共同生活介護	人数	252	264	276	288
必要利用定員総数	人数	25	27	27	27

### 4 介護保険施設サービス量の見込み

療養病床の再編成による介護療養型医療施設から老人保健施設等への転換分を見込んだ、各介護保険施設の計画期間内におけるサービス見込み量は次のとおりです。(20年度は実績見込み)

(月間平均件数×12ヶ月)

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
介護老人福祉施設	人数	804	804	804	804
介護老人保健施設	人数	876	876	876	924
介護療養型医療施設	人数	276	264	264	192

## 5 地域支援事業サービス量の見込み

### (1) 介護予防事業

**特定高齢者施策**（以下、20年度についてはすべて実績見込み）

介護予防の必要性が高い特定高齢者を発見するために、特定高齢者把握事業を実施します。

介護が必要になる可能性が高い方を対象に、通所型介護予防事業として運動機能向上事業はつらつ元気教室を実施します。

また、訪問型介護予防事業として、閉じこもりやうつ、認知症などがあり通所の事業に参加困難な方に家庭訪問による介護予防サービスを行います。

特定高齢者が、一般高齢者事業や地域での活動に参加することで介護予防が図れるように、コーディネートを行います。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
特定高齢者把握事業					
基本チェックリスト実施数	人数	1,200	1,200	1,200	1,200
特定高齢者候補者数	人数	218	223	228	233
特定高齢者数	人数	74	76	77	79
通所型介護予防事業					
運動機能向上事業 はつらつ元気教室	回数	72	72	72	72
	人数	360	360	360	360
訪問型介護予防事業	人数	40	20	20	20

一般高齢者事業の中で実施

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
通所型介護予防事業					
かすみ草の集い 運動機能・口腔機能・ 認知症予防・閉じこもり予防	回数	12	12	12	12
	人数	12	60	60	60
友遊会 運動機能・認知症予防・ 閉じこもり予防	回数	12	12	12	12
	人数	12	60	60	60

### 一般高齢者施策

介護予防を自らの課題として受け止め、自分自身や家族、地域で取り組むことができるよう、介護予防に関する情報提供や介護に関する相談先の周知を、講話や広報紙等を通じて実施します。

また、高齢者健康講座を実施し、高齢者自らによる自発的な取り組みを支援し、いきいきと生活する地域づくりをめざします。高齢者健康相談については、高齢者健康講座の中で実施していくため、平成21年度以降は計上していません。

地域介護予防活動支援事業は、閉じこもり予防のため、かすみ草の集い及び友遊会を地域ボランティアが中心となり実施できるよう、当別町社会福祉協議会及び北海道医療大学とともに継続支援していきます。また、高齢者ボランティアの育成・支援を強化し、介護予防に向けた地域づくりをさらに進めます。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防普及啓発事業					
介護予防講話・セミナー	回数	12	12	12	12
	人数	200	200	200	200
高齢者健康講座	回数	15	18	18	18
	人数	300	360	360	360
高齢者健康相談	回数	19	-	-	-
	人数	220	-	-	-
地域介護予防活動支援事業					
かすみ草の集い	回数	24	24	24	24
	人数				
	参加者	270	270	270	270
	ボランティア	420	420	420	420
	ボランティア登録人数	34	34	34	34
友遊会	回数	24	24	24	24
	人数				
	参加者	200	200	200	200
	ボランティア	240	240	240	240
	ボランティア登録人数	17	17	17	17
高齢者ボランティア活動支援	登録人数	80	90	100	110



## (2) 包括的支援事業

地域包括支援センターが中心となって、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを実施します。

### 総合相談支援

高齢者の総合相談窓口として適切な相談支援をするとともに、高齢者の実態を把握し、地域における支援ネットワークの充実を図ります。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
総合相談支援	人数	350	305	305	305
実態把握・訪問	人数	100	60	60	60

### 権利擁護事業

高齢者虐待や成年後見制度などの権利擁護に関する問題について、地域における理解や意識を高め、相談支援ネットワークの仕組みづくりを目指します。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
権利擁護事業					
個別相談	人数	15	10	10	10
虐待防止ネットワーク会議	回数	2	3	3	3

### 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が、在宅から病院、施設においても一環したケアが受けられるよう、地域の医療機関等とさらに協力できる、ネットワークの体制づくりを行います。

地域のケアマネジャーに対し、ケアマネジメント力の向上を図るための研修の機会を提供したり、困難事例について各関係機関や地域で連携して取り組める仕組みづくりを行います。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
地域ケア会議	回数	12	12	12	12
日常的個別指導・相談業務					
個別支援	人数	40	40	40	40
ケアマネジャー連絡協議会	回数	12	12	12	12

### 介護予防ケアマネジメント

高齢者の方が、生活の中で実現したいことを確認し合い、できる限り介護が必要な状態とならずに自立した生活を継続できるよう、介護予防プランを作成します。各関係部署との連携を深め、要支援状態になる前からの一貫性・継続性のある総合的介護予防システムの確立を目指します。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
予防給付ケアマネジメント	人数	121	130	141	152
特定高齢者ケアマネジメント	人数	74	76	77	79

### (3) 任意事業

#### 地域自立生活支援事業

ひとり暮らし高齢者に対する食事の機会の確保及び孤独感の解消のため、ボランティアの協力により食事の配達と会食会を行います。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
配食サービス	利用人数	34	35	36	37
	延食数	4,340	4,392	4,444	4,496

#### 成年後見制度利用支援事業

認知症や精神上的の障害により本人の判断能力が十分ではない方で親族のない方を対象に家庭裁判所の申立て費用等を支援します。

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
成年後見制度 利用支援事業	利用人数	0	1	1	1

#### 認知症高齢者見守り事業

認知症になっても地域で暮らせるまちを目指して認知症の理解のため養成講座を実施します。

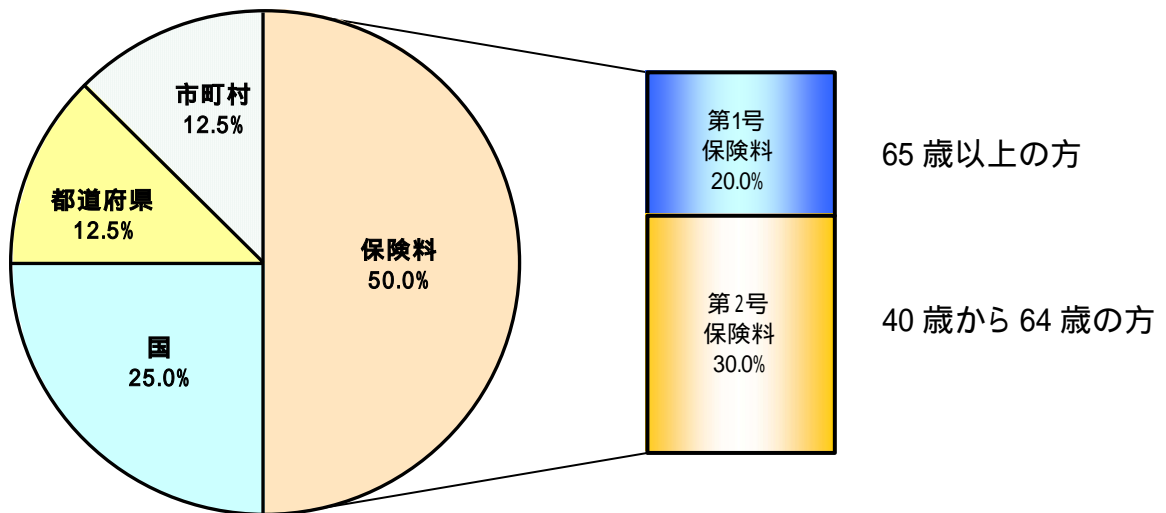
区 分		20年度	21年度	22年度	23年度
認知症サポーター 養成講座	受講者数	300	300	300	300

## 6 介護保険給付に係る費用の見込みと保険料

### (1) 保険給付の財源構成

保険給付の財源は、基本的に国及び都道府県並びに市町村の公費負担が50%、残りの50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

第1号被保険者が負担する保険料と第2号被保険者が負担する保険料の割合は、全国平均で見た一人当たりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっています。



## (2) 介護保険サービス費用の見込み

介護保険サービス費用の算定基礎である介護報酬単価は、介護従事者の処遇改善を目的として平成21年度より3%上昇することとされており、その改定を加味した平成21年度から平成23年度までの介護保険サービス費用の見込み額は、次のとおりです。

介護給付費の推計(年額)		(単位：千円)		
区 分	21年度	22年度	23年度	
居宅サービス				
訪問介護	25,809	26,845	27,657	
訪問入浴介護	527	611	653	
訪問看護	30,747	32,035	33,266	
訪問リハビリテーション	0	0	0	
居宅療養管理指導	1,691	1,699	1,708	
通所介護	89,873	92,688	95,086	
通所リハビリテーション	14,173	14,949	15,537	
短期入所生活介護	15,268	16,150	17,457	
短期入所療養介護	3,469	3,542	3,548	
特定施設入所者生活介護	36,000	38,301	38,328	
福祉用具貸与	8,315	8,573	8,823	
福祉用具販売	696	752	812	
住宅改修	1,912	2,008	2,018	
居宅介護支援	26,828	27,652	28,362	
地域密着型サービス				
認知症対応型共同生活介護	68,166	71,927	75,465	
施設サービス				
介護老人福祉施設	186,421	186,880	188,380	
介護老人保健施設	220,257	221,177	233,941	
介護療養型医療施設	106,307	106,361	77,981	
介護給付費合計	836,457	852,151	849,020	

**介護予防給付費の推計(年額)**

(単位：千円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	7,420	7,995	8,288
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	5,458	5,839	5,944
訪問リハビリテーション	0	0	0
居宅療養管理指導	846	830	881
通所介護	31,962	33,536	34,380
通所リハビリテーション	6,918	7,359	7,714
短期入所生活介護	0	0	0
短期入所療養介護	77	77	77
特定施設入所者生活介護	22,702	22,707	23,375
福祉用具貸与	2,322	2,441	2,479
福祉用具販売	316	314	315
住宅改修	1,091	953	941
介護予防支援	6,222	6,482	6,691
<b>介護予防給付費合計</b>	<b>85,335</b>	<b>88,534</b>	<b>91,086</b>

**総給付費の推計(年額)**

(単位：千円)

区 分	21 年度	22 年度	23 年度
介護給付費	836,457	852,151	849,020
介護予防給付費	85,335	88,534	91,086
<b>総給付費</b>	<b>921,792</b>	<b>940,685</b>	<b>940,106</b>



### (3) 標準給付費の見込み

標準給付費は、介護サービスを利用した場合の自己負担分（利用料）等を除いた給付費で、介護保険料の算定の基礎となるものであり、平成21年度から平成23年度までの3年間の見込額から算出します。

（単位：千円）

区 分	21年度	22年度	23年度	合計
総給付費	921,792	940,685	940,106	2,802,583
特定入所者介護サービス費	49,777	50,797	50,767	151,341
高額サービス費	24,844	25,354	25,338	75,536
審査支払手数料	966	986	985	2,937
標準給付費(合計)	997,379	1,017,821	1,017,196	3,032,396

### (4) 地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

区 分	21年度	22年度	23年度	合計
地域支援事業費	29,892	30,505	30,486	90,884
保険給付費見込額に対する割合	3.0%以内			

#### (5) 第1号被保険者保険料の設定

平成21年度から平成23年度までの標準給付費見込額等を基に積算した第4期計画期間における第1号被保険者保険料は、介護報酬改定に伴う保険料の急激な上昇の抑制を図るため、平成21年度は改定による上昇分の全額、平成22年度は改定による上昇分の半額について国費により軽減され、計画期間内の保険料軽減額は1年あたり基準月額で49円(年額588円)となり、軽減後の基準月額を3,900円(年額46,800円)と設定します。

#### 第4期計画期間(平成21年度～平成23年度)の第1号被保険者保険料

区 分	年額保険料 (月額)	負担割合	
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で 世帯全員が町民税非課税の方	23,400円 (1,950円)	基準額 ×0.5
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得額 +課税年金収入額が80万円以下の方	23,400円 (1,950円)	基準額 ×0.5
第3段階	世帯全員が町民税非課税で第2段階以外 の方	35,100円 (2,925円)	基準額 ×0.75
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得額 +課税年金収入額が80万円以下の方	42,588円 (3,549円)	基準額 ×0.91
	<b>本人が町民税非課税で上記以外の方</b>	<b>46,800円 (3,900円)</b>	<b>基準額</b>
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 125万円未満の方	54,288円 (4,524円)	基準額 ×1.16
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 125万円以上200万円未満の方	58,500円 (4,875円)	基準額 ×1.25
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が 200万円以上の方	70,200円 (5,850円)	基準額 ×1.5

